

横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務委託

業者選定プロポーザル実施要領

1. 委託を予定している業務概要

- (1) 業務名 横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務
- (2) 目的 横芝光町立横芝小学校は昭和39年の校舎建築から増築を繰り返してきましたが、老朽化が著しいため校舎及び屋内運動場の改築事業に着手します。なお、改築にあたっては現在の校舎、屋内運動場、プール、外構等は解体・撤去し、新たに校舎及び屋内運動場等を建設することとします。
本業務では、この横芝小学校改築事業に関する様々な課題を整理検討し、今後の基本・実施設計に必要となる与条件を基本構想書としてまとめることとします。
- (3) 業務内容 横芝光町立横芝小学校改築事業に関する基本構想
- ・横芝光町立横芝小学校改築基本構想の策定
 - ・横芝光町立横芝小学校建設推進委員会等への参加、資料作成
 - ・関係行政機関等への各種事前協議
 - ・各種議事録の作成
 - ・先進事例紹介、視察実施に関する支援
 - ・基本構想書、及びその概要版の作成
 - ・その他、諸課題の整理
- (4) 履行期限 契約日より令和3年3月19日まで
ただし令和3年2月15日までに基本構想書（案）を提出する事。
- (5) 履行場所 千葉県山武郡横芝光町横芝1800番地 外
- (6) 発注者 横芝光町長 佐藤 晴彦
- (7) 予算概要 契約上限額8,030,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・前金払い 無し
 - ・契約締結時までに指名停止処分を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合町は一切の損害賠償の責めを負わないこととします。
- (8) その他 「別紙5 横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務委託仕様書（案）」を参照ください。ただし、当該仕様書は最終確定版ではありません。

2. 計画施設概要（予定）

- (1) 校舎等 児童数500人規模、合計24学級（各学年3学級、特別支援(知的)2学級、特別支援(情緒)2学級、特別支援(通級)2学級）
特別教室及び屋内運動場は現在の横芝小学校と同規模程度
- (2) 屋外施設 プール、グラウンド、遊具類は現在の横芝小学校と同規模程度
- (3) その他 児童クラブの増築予定地の検討（現在児童クラブ用地内に2棟あるが、児童クラブ用地内又は学校用地内に1棟増築予定）

駐車場150台（一般用100台、教職員用50台）

スクールバス（マイクロバス）4台

(4) 事業用地 別紙4・配置図参照

(5) 配布資料 ①別紙1 参加表明書作成要領

②別紙4 配置図

③別紙5 横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務委託仕様書（案）

④学校施設台帳（横芝小学校分）

3. 参加資格条件（下記の全項に該当する者）

(1) 登録等要件

- ①当該入札等の公告の前日において、横芝光町建設工事等競争入札参加資格者名簿に発注する建設工事または業務委託に対応する工種又は業種で掲載されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注業務の入札日等前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされている者。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- ⑥公告日から入札日等までの期間内で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑦千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外期間中の者。横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置又は建設業法に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分を受けていない者。

(2) 企業要件

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録が行われていること。

(3) 実績要件

①過去10年間（平成22年4月以降）に業務が完了した「延床面積5,000㎡以上の、公立の小学校・中学校・小中一貫校の新築、改築、又は増築（増築部の延床面積が5,000㎡以上のものに限る）に係る基本構想、マスタープラン策定（策定支援含む）、又はこれに準ずる業務」（以下「基本構想等業務」という。）の実績を有すること。

ただし、基本構想等業務実績には基礎調査や予備調査等の業務は含めないものとします。

②過去10年間（平成22年4月以降）に設計または工事が完了した「延床面積5,000㎡以上の、公立の小学校・中学校・小中一貫校の新築、改築、又は増築（増築部の延床面積が5,000㎡以上のものに限る）の設計業務」（以下「設計業務」という。）の実績を3校以上有すること。

③上記①及び②は共に単独受注業務を対象とし、設計JVによる業務は含みません。

(4) 総括技術者の要件

当該業務に関して、以下の全てに該当する者であること。

- ・一級建築士の資格を有すること。
 - ・上記「(3)実績要件」①に記載の基本構想等業務実績を有する者
 - ・上記「(3)実績要件」②に記載の設計業務実績を3校以上有する者
- (5) 意匠主任技術者の要件

当該業務に関して、以下の全てに該当する者であること。

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・上記「(3)実績要件」①に記載の基本構想等業務実績を有する者
- ・上記「(3)実績要件」②に記載の設計業務実績を3校以上有する者

4. 公募資料の入手方法

- ・公募に係る資料・様式は、横芝光町ホームページからダウンロードして入手することとします。本プロポーザル期間中は継続的に掲載します。なお、窓口での配布は行いません。

【横芝光町ホームページ】URL <https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>

5. 審査会

プロポーザルにかかる審査は、下記の審査会で行います。

- (1) 審査会 横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務に係るプロポーザル審査会
- (2) 委員数 8名
- (3) その他 審査会委員は、本プロポーザル終了後に選定結果等と併せて公表します。公表は「4. 公募資料の入手方法」に記載されている【横芝光町ホームページ】上にて行います。なお、審査会委員に関する各種質問などは、本プロポーザル実施中、実施後においても一切お受けできません。

6. 本プロポーザルの事務局（書類等の提出先）

〒289-1727

千葉県山武郡横芝光町宮川11907番地2 横芝光町町民会館内

横芝光町教育委員会 教育課 平山、高橋

(電話) 0479-84-4116 (直通)

(E-mail) kyouiku@town.yokoshibahikari.lg.jp

7. プロポーザルの日程

(1) 令和2年 6月25日(木)	10時から	公告、プロポーザル実施要領等の配付(町HP)
(2) 令和2年 6月29日(月)	10時から	参加表明書に関する質問の受付開始
(3) 令和2年 7月 2日(木)	15時まで	参加表明書に関する質問の受付期限
(4) 令和2年 7月 7日(火)	15時まで	参加表明書に関する質問の回答
(5) 令和2年 7月10日(金)	10時から	参加表明書の受付開始
・提出に関する詳細は、「別紙1 参加表明書作成要領」を参照ください。		
(6) 令和2年 7月10日(金)	16時まで	参加表明書の受付期限
(7) 令和2年 7月21日(火)		第一次審査の結果通知

- ・参加表明書に記載のメールアドレスにEメールにて送信します。

- ・第一次審査通過者にのみ、以下をEメールに添付します。

「別紙2 技術提案書実施要領」

「別紙3 ヒアリング実施要領」

「ヒアリング時刻、付与する業者番号等」

(8) 令和2年 7月27日(月)	10時から	技術提案書に関する質問の受付開始
(9) 令和2年 7月28日(火)	15時まで	技術提案書に関する質問の受付期限
(10) 令和2年 7月31日(金)	15時まで	技術提案書に関する質問の回答
(11) 令和2年 8月 6日(木)	10時から	技術提案書の受付開始
・提出に関する詳細は、「別紙2 技術提案書実施要領」を参照ください。		
(12) 令和2年 8月 6日(木)	16時まで	技術提案書の受付期限
(13) 令和2年 8月19日(水)	指定時刻	ヒアリング
・ヒアリングに関する詳細は、「別紙3 ヒアリング実施要領」を参照ください。		
(14) 令和2年 8月25日(火)	第二次審査の結果通知・公表 (町HP)	

- ・同日、各者（技術提案書記載の住所宛）に郵送にて発送します。

8. 質問書について

- (1) 参加表明書提出に関する質問は以下の通りとしてください。
 - ① 指定書式に記入の上、事務局宛にEメールにて提出してください。
 - ② PDF形式には変換せず、そのままの原データをお送り下さい。
 - ③ 質問提出は1者につき1回とします。追加の質問は受け付けません。
 - ④ 提出期日後の質問は受け付けません。
 - ⑤ 質疑回答は、質問書に記載のメールアドレスにEメールにて返信します。
 - ⑥ 質問書を提出した者にのみ、他者も含めた全質疑回答をお送りします。
 - ⑦ 第二次審査に関する質問には回答できません。
- (2) 技術提案書提出、及びヒアリングに関する質問は以下の通りとしてください。
 - ・上記(1)①～⑥と同様です。

9. 第一次審査

(1) 選考方式

- ・参加表明書の書類審査をもって第一次審査とします。
- ・参加表明書を提出した業者について、上記「3 参加資格条件」により参加資格の有無を審査後、評価基準（非公表）に基づき審査を行います。

- (2) 第一次審査で、技術提案書を提出することのできる業者を5者程度選定します。また、選定された業者に対しては、一次審査結果通知時にヒアリング時に用いる「業者番号」を付与します。

(3) 非選定者への通知

- ・参加表明書を提出した者のうち、選定されなかった者に対して、その旨をEメールにて通知します。尚、各者の合計点や順位の発表は行いません。
- ・審査経過や結果、評価基準に関する講評は一切発表しません。また、審査結果に関する異議や質問も一切お受けできません。

10. 第二次審査

(1) 選考方式

- ・技術提案書の審査及びヒアリング審査をもって第二次審査とします。
- ・技術提案書の提出、ヒアリングに出席した者について、横芝光町立横芝小学校改築基本構想策定業務に係るプロポーザル審査会にて評価基準（非公表）に基づき審査を行います。
- ・審査は、ヒアリング実施後に行います。

(2) ヒアリングの役割

- ・ヒアリングは、技術提案書の内容を直接提案者の言葉でプレゼンテーションして頂くものである為、提案内容と異なる内容や新たな案の説明などは行えません。
- ・ヒアリングにおける質疑応答は、主に参加表明書、技術提案書の内容について行います。

(3) 第二次審査で1社を選定し、上記「7. プロポーザルの日程」の記載の通り通知します。

(4) 選定にあたり、その得点は「参加表明書+技術提案書+ヒアリング」の得点の累計とします。

(5) 非選定者への通知

- ・技術提案書を提出した者のうち、選定されなかった者に対してその旨を書面により通知します。尚、二次審査選考対象の各者の合計点と順位の一覧表も通知します。
- ・審査経過や結果、評価基準に関する講評は一切発表しません。また、審査結果に関する異議や質問も一切お受けできません。

11. 無効となる参加表明書及び技術提案書等

(1) 今回のプロポーザルは、基本構想業務を行う業者を選定する為に必要な提案を求めるものであり、詳細な設計等を求めるものではありません。故に具体的な図面、模型等は一切受け付けません。模型写真を参加表明書、技術提案書、ヒアリングに使用する事も同様です。

(2) 無効要件

参加表明書及び技術提案書が次の条件の一つ以上に該当する場合は無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ② 各作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 技術提案書は1者につき1案しか行うことができません。

(4) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認められません。

12. 提案図書の取り扱い

(1) 提出された参加表明書及び技術提案書は公表又は発注者が必要と認めた場合に公開する場合があります。

(2) 提出された書類は、選考作業に必要な場合において、複製を作成することがあります。

(3) プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の許可なく公表・使用することはできません。

(4) 提出された書類は、返却しません。

13. その他

- (1) 配付資料以外の資料は原則提示しません。
- (2) プロポーザルの作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に関して要した費用は、すべて参加者側の負担とします。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、無効、選考対象外とするとともに、虚偽の記載をした者に対して1か月から6か月の指名停止措置をとることがあります。
- (4) 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務にかかる工事の入札に参加し、または工事を請け負うことができません。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に記載した主任以上の技術者は、病気・死亡・退職等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (6) 公正なプロポーザルが確保できないと思慮される場合は、選考を中止することがあります。また、その原因となった者が特定された場合は、その者に対して1か月から6か月の指名停止措置をとることがあります。
- (7) 本実施要領に示された質問方法以外での質問は、一切受け付けません。
- (8) この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。